

国会提出中の中小企業関連法案の概要

平成20年3月
中小企業庁

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進 に関する法律案について

平成20年2月
農林水産省
経済産業省

1. 法律制定の目的

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、地域を支える中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、税制・金融面をはじめとした総合的な支援措置を講ずる。

2. 法律案の概要

(1) 基本方針の策定

主務大臣が、農商工等連携事業の促進の意義や基本的な方向等を示した方針を策定する。

(注) 農商工等連携事業

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品又は新役務の開発等を行うこと

(2) 農商工等連携事業計画の策定及び支援制度の創設

主務大臣が、中小企業者及び農林漁業者が共同して作成した農商工等連携事業に係る計画を認定し、認定を受けた者に対し、次の支援措置を講ずる。

中小企業信用保険法の特例

計画の認定を受けた中小企業者に対し、普通保険（2億円、組合等は4億円）、無担保保険（8千万円）、特別小口保険（1250万円）及び流動資産担保保険（2億円）の別枠化、新事業開拓保険の限度額の引き上げ（2億円 4億円、組合等は4億円 6億円）、填補率の引き上げ（70% 80%）等を行う。

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

計画の認定を受けた小規模企業者（常時使用する従業員数が20人以下の事業所など）に対し、設備資金貸付の貸付割合を引き上げる（上限を1/2以内 2/3以内）。

食品流通構造改善促進法の特例

計画の認定を受けた食品の製造等の事業を行う農林漁業者や中小企業者に対し、食品流通構造改善促進機構が、当該事業に必要な資金の債務の保証等を実施することを可能とする。

農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

計画の認定を受けた中小企業者が、農林漁業者の行う農業改良措置等を支援する場合に、当該中小企業者が農業改良資金等の貸付を受けられることとするとともに、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長する（償還期間：10年 12年、据置期間：3年 5年）。

課税の特例

計画の認定を受けた中小企業者のうち、新商品又は新役務の需要の開拓の程度が一定の基準に適合する旨の確認を受けた者に対し、設備投資に係る所得税及び法人税の特別償却等の特例措置（取得の場合、特別償却（30%）又は税額控除（7%））を講ずる。

（3）農商工等連携支援事業計画の策定及び支援制度の創設

主務大臣が、一定の要件を満たす一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人が作成した中小企業者と農林漁業者との連携を支援する事業に係る計画を認定し、認定を受けた者を中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する。

（4）その他

国等の施策として、以下の事項を法定する。

認定を受けた事業者に対する国による指導・助言

中小企業者と農林漁業者との交流又は連携の推進、研修、情報の提供その他の必要な支援（国、地方公共団体、中小企業基盤整備機構）

地域経済の健全な発展への配慮

3．施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

4．今通常国会に提出する必要性

企業規模や業種、地域によって業況に格差がみられる中、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることは喫緊の課題である。このため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した事業活動を促進することが必要である。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案について

平成20年3月
経済産業省

1. 法律制定の目的

我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、遺留分に関する民法の特例、金融支援のための措置等を講ずることにより、経営の承継の円滑化を通じた事業活動の継続を図る。

2. 法律案の概要

(1) 遺留分に関する民法の特例

後継者が、遺留分権利者全員と以下の合意をし、その合意が経営の承継の円滑化を図るためにされたこと等について経済産業大臣の確認を受けた場合、家庭裁判所の許可により、民法の特例を受けることができる。

-) 生前贈与株式等の財産を遺留分算定基礎財産から除外すること
-) 生前贈与株式の評価額を予め固定すること

(2) 金融支援等

中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

中小企業者（非上場会社又は個人事業主）が、代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、その事業活動の継続に支障が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けることができることとし、以下の金融支援措置を行う。

ア．中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者に対し、事業に必要な資金の借入れに関する普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠を設ける。

イ．株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

認定を受けた中小企業者の代表者に対し、その中小企業者の事業活動の継続に必要な資金の貸付けを可能とする。

指導及び助言

経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、多様な分野における事業の展開、人材の育成等に計画的に取り組むべき中

小企業者の経営に従事する者に対し、経済産業大臣が指導及び助言を行う。

(3) 相続税の課税についての措置

平成21年度税制改正において、本法案の制定を踏まえ、一定の雇用確保・事業継続等を要件に後継者が取得した株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予制度を創設し、本法律の施行日以後の相続に遡って適用する旨が、「平成20年度税制改正の要綱」(平成20年1月11日)で閣議決定された。

以上を踏まえ、政府が、平成20年度中に、中小企業における経営の承継の円滑化による事業活動の継続を図るために相続税の課税について必要な措置を講ずる旨を規定する。

3. 今通常国会に提出する必要性

中小企業においては、その経営者の死亡等に起因する経営の承継に際し、株式・持分及び事業用資産の散逸、多額の相続税負担、信用状態の低下等の課題が発生し、事業活動に支障が生じるとともに、その結果として雇用の確保や地域経済の発展に影響を及ぼす可能性がある。我が国経済の発展のために、かかる課題に対処し、経営の承継の円滑化による中小企業の事業活動の継続を図るための措置を早急に講ずる必要がある。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案

平成20年10月1日施行予定(民法の特例に関する規定は公布から1年以内に施行)

事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」を本通常国会に提出。

1. 相続税の課税についての措置

政府が、平成20年度中に、相続税の課税について必要な措置を講ずる旨を規定。



非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

平成21年の通常国会に税法の一部改正案を提出し、本法の施行日(平成20年10月1日)より遡及適用を予定。

経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予。(雇用確保を始めとする5年間の事業継続が要件)

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

2. 民法の特例

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續(経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可)を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

生前贈与株式を遺留分の対象から除外

➡ 贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

生前贈与株式の評価額を予め固定

➡ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

手續については、後継者が単独で申立てができることがポイント。
(従来の遺留分放棄は当事者全員が個別に申立てを行うことが必要)

3. 金融支援

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を設ける。

中小企業信用保険法の特例 (対象: 中小企業者)

株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例 (対象: 中小企業者の代表者)

親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、以下のよう幅広い資金ニーズに対応

- ・ 株式、事業用資産の取得資金
- ・ 信用力の低下時の運転資金
- ・ 相続税負担

中小企業金融三法案について

資金繰り支援

手形の利用が大幅に減少し(平成3年に比較して平成17年には1/8に)、中小企業者の保有する売掛債権の比重が増加

このため、売掛債権を手形のように割引く手段(早期現金化)へのニーズが高まっている



・中小企業信用保険法改正

売掛債権早期現金化保証(仮称)実現のための新保険創設



・中小企業金融公庫法改正

売掛債権のプール化による早期現金化支援業務の追加

再生支援

地域の中小企業の倒産が増加しており、再生支援が急務。特に小規模企業の再生ニーズが増大

中小企業再生支援協議会の活動についても、一層の活性化を支援するための補完措置が重要



・信用保証協会法改正

1. 再生支援の強化

信用保証協会の債権譲受けによる債権者間調整の円滑化

信用保証協会による再生ファンドへの出資

2. 創業・新分野挑戦支援の強化

信用保証協会による新株予約権()の取得

()予め決められた価格で、将来株式を取得できる権利

3. 不正利用防止等のための情報の一元的管理

創業・新分野挑戦支援

経済活性化のため、創業・新分野への挑戦の積極的な支援が必要

創業期等の中小企業にとっては、特に資金調達が死活問題



中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について

平成20年2月
経済産業省
中小企業庁

1. 法律制定の目的

中小企業者が安定的に資金を調達できる環境を実現するため、中小企業が保有する売掛債権の早期現金化を促進する。

2. 法律案の概要

以下のような「一括支払契約」を対象とする保険制度（「特定支払契約保険」）を創設することにより、中小企業が保有する売掛債権の早期現金化の機会を拡充する。

支払企業は、多数の納入企業に対する支払いを、一括して一つの金融機関を通じて行う。

金融機関は、多数の納入企業に対して、期日又は期日前に、納入企業の希望に応じて売掛債権の支払いを行う。

3. 今通常国会に提出する必要性

中小企業の資金調達手段として、手形の割引が大きな割合を占めていたが、手形の利用は平成3年に比べて平成17年には金額ベースで約8割減少している。こうした中、比重を増している売掛債権を手形のように割引く資金調達手段に対するニーズが高まっていることから、売掛債権の早期現金化を促進する制度を創設することが必要である。

売掛債権早期現金化支援（信用保険法改正・中小公庫法改正）

手形利用の減少

〔平成3年から平成17年までの間に、
金額ベースで約8分の1に減少〕



売掛債権の比率上昇

〔中小企業者の保有する売掛金債権:約73兆円(平成18年)
手形:約17兆円(平成18年)〕

手形は割引による早期現金化が可能だが、売掛債権を早期現金化する手段は限定的
売掛債権の比率上昇に伴い中小企業者の借入れが増加し、資金繰り負担も増加

<課題>

売掛債権担保融資保証制度の導入

(平成13年度～ 累計実績1兆円以上)

あくまで借入れであり、財務体質は改善されない

中小企業者のイニシアティブによる機動的な現金化は困難

売 掛 債 権 早 期 現 金 化 を 支 援

中小企業信用保険法の改正

売掛債権早期現金化保証(仮称)のための新保険創設

信用保証協会による売掛債権早期現金化のための保証制度 を新たに導入すべく、新保険制度を創設する。

中小企業金融公庫法の改正

売掛債権流動化支援業務の追加

売掛債権の早期現金化を支援するため、売掛債権をプール化し、管理するための各業務を中小公庫に追加する。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について

平成20年2月
経済産業省
中小企業庁

1. 法律制定の目的

中小企業者が安定的に資金を調達できる環境を実現するため、中小企業が保有する売掛債権の早期現金化を促進する。

2. 法律案の概要

一定の基準を満たす多数の支払企業及び多数の納入企業に係る売掛債権をまとめてプール化することにより、中小企業が保有する売掛債権の早期現金化を可能とする仕組みを中小公庫が支援する。

具体的には、このような仕組みを円滑に機能させるため、売掛債権の早期現金化を行う特定目的会社等に対し、中小公庫が貸付けや債務の保証等を行うことを可能とする。

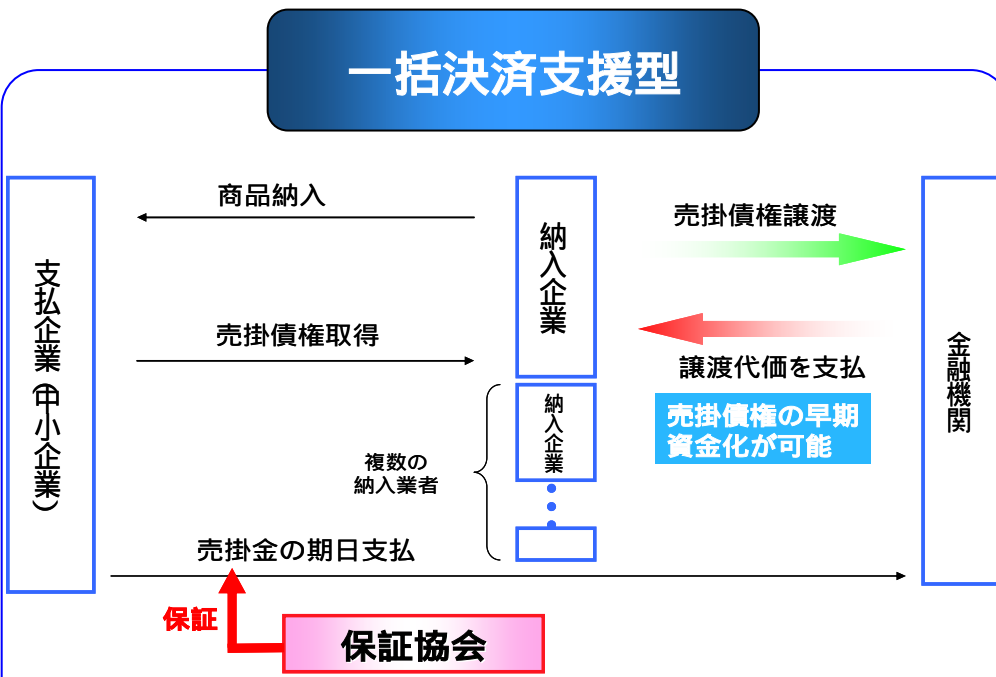
3. 今通常国会に提出する必要性

中小企業の資金調達手段として、手形の割引が大きな割合を占めていたが、手形の利用は平成3年に比べて平成17年には金額ベースで約8割減少している。こうした中、比重を増している売掛債権を手形のように割引く資金調達手段に対するニーズが高まっていることから、売掛債権の早期現金化を促進する制度を創設することが必要である。

売掛債権早期現金化支援（信用保険法改正・中小公庫法改正）

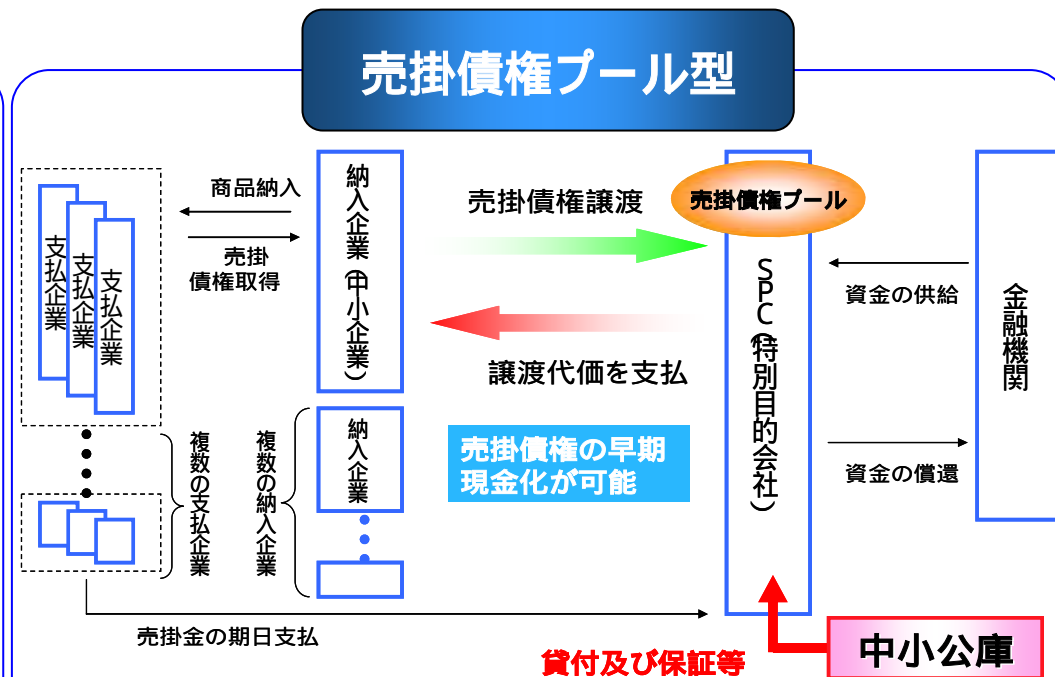
中小企業者の資金調達の一層の円滑化を図るため、一括決済支援型、及び、プール型による売掛債権の早期現金化を支援する。

一括決済支援型



支払企業の信用力を個別に精査した上で、当該支払企業毎にその多数の取引先との間で一括決済スキームを構築。保証により支払企業の信用力を補完し、スキームの対象となる支払企業の裾野を拡大。支払企業と取引のある多数の納入企業に、売掛債権早期現金化の機会を提供。

売掛債権プール型



一定の基準を満たす多数の支払企業及び多数の納入企業に係る売掛債権をまとめてプール化。大数の法則を利かせることでリスクを分散化し、比較的低コストでの売掛債権の早期現金化を実現。

信用保証協会法の一部を改正する法律案について

平成20年2月
経済産業省
中小企業庁

1. 法律制定の目的

信用保証協会による中小企業者の経営・再生支援をより一層充実させるとともに、各保証協会の有する不正利用に関する情報等を一元的に取り扱う保証業務支援機関の制度を創設するため所要の措置を講ずる。

2. 法律案の概要

(1) 信用保証協会の業務追加

改善の遅れている地域経済の活性化を図るため、各地域における中小企業者（特に小規模企業）の再生ニーズの増加に対応するとともに、中小企業者の創業・新分野への挑戦を支援するため、主たる業務である債務保証の遂行を妨げない限度で以下の業務を信用保証協会に追加する。

債権の譲受け

保証先企業について、再生支援に協力的でない他の債権者から債権を譲り受けることにより債権者の数を減らし、債権者間調整を円滑に行い、中小企業者の再生を支援する。

再生ファンドへの出資

中小機構の出資による地域再生ファンドは全国15ヶ所にとどまるため、保証協会の出資を可能とすることにより、地域における再生ファンド組成を促す。

新株予約権の引受け

保証料の代わりに新株予約権（予め決められた価格で将来株式を取得できる権利）を取得することを認めることにより、中小企業者の保証料負担を軽減する。

(2) 保証業務支援機関制度の新設

(イ) 保証協会の代位弁済が高水準で推移している、(ロ) 信用保証制度の不正利用事件が続発している、等の事態に対応し、信用保証制度の持続的な発展を図るため、保証協会の情報共有のための措置を早急に講ずることが求められている。

したがって、各保証協会の有する情報の適正な管理・提供等を可能とするための法的枠組みを設けることとする。

3 . 今通常国会に提出する必要性

中小企業者に対する経営・再生支援の重要性は年々高まっており、中小企業金融の中で大きな役割を果たす信用保証制度においても積極的な措置を講ずることが強く求められている。また、信用保証制度全体の健全化を図るためには、各保証協会の情報を共有し、活用することが重要である。

したがって、これらの課題に対応するための措置を早急に講ずる必要がある。

信 用 保 証 協 会 法 の 改 正

再 生 支 援

債権譲受け

債権者の数が多いと再生が進みにくい場合があるため、保証協会が他の債権者の債権を譲り受けることにより債権者の数を減らし、調整を円滑化

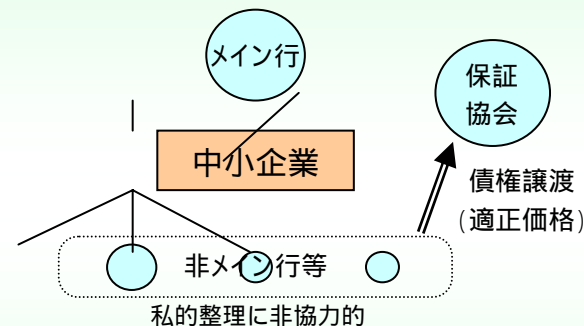
譲受価格の決定に当たっては、手続に関する準則を定めるほか、第三者 機関の関与等の手段により客観性・透明性を確保し、適正価格を決定

再生ファンドへの出資

再生支援協議会の計画の実効性を高めるため、受け皿の確保が重要

中小機構の出資による地域再生ファンドは全国15箇所にとどまるため、保証協会の出資を可能とすることにより、地域における再生ファンド組成を促す

<再生時>



(注) は債権者を意味し、の大きさは債権額の大きさを表す。
は債務者を意味する。

創 業 ・ 新 分 野 挑 戦 支 援

新株予約権の取得

創業期や新分野挑戦時の中小企業は手持ち資金が少ないため、保証協会が保証料の代わりに新株予約権(予め決められた価格で、将来株式を取得できる権利)を取得することを認めることにより、中小企業者の保証料負担を軽減

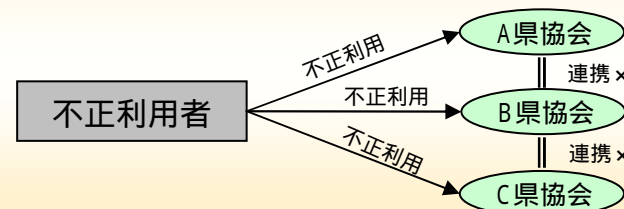
保証協会による新株予約権取得を可能とすることにより、相対的にリスクの高い創業期等の中小企業者への積極的な保証を促す

不 正 利 用 防 止 等 の た め の 情 報 の 一 元 的 管 理

情報の適正な管理のための法的な枠組を導入

不正利用者や詐欺的行為に関する情報等について、52協会間の連携がぜい弱なため、情報を一元化する必要性が高い

情報管理の適正化を確保するための法的枠組(情報の一元的管理を行う法人を指定する制度)を導入



情報一元化

本法改正に合わせて、新公益法人制度への移行に伴う関係法律(一般法人法整備法)の規定の技術的な修正を行う